

平成 2 9 年 第 5 回臨時会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 9 年 1 1 月 1 3 日 開会

平成 2 9 年 1 1 月 1 3 日 閉会

浪 江 町 議 会

平成29年第5回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（11月13日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第91号の説明、質疑、討論、採決	5
閉会の宣告	16

浪江町告示第 1 2 1 号

平成 2 9 年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日

浪江町長 馬 場 有

1 日 時 平成 2 9 年 1 1 月 1 3 日 (月) 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

3 付議事件

(1) 財産の無償譲渡について

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

第 5 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成29年第5回浪江町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成29年11月13日(月曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第91号 財産の無償譲渡について

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	産業振興課長	岩野善一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	清水佳宗	主幹兼次長	吉田厚志
書記	柴野早苗		

-
- 議長（紺野榮重君） 東日本大震災から6年8カ月が経過しました。平成29年第5回浪江町議会臨時会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

- 議長（紺野榮重君） ありがとうございます。ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、平成29年第5回浪江町議会臨時会を開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

- 議長（紺野榮重君） 直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、1番、石井悠子君、2番、高野武君、3番、半谷正夫君を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（紺野榮重君） 日程第2、会期の決定を議題にします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定しました。
-

◎議案第91号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第3、議案第91号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長（馬場 有君） 議案第91号 財産の無償譲渡についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それではご説明をいたします。

1. 譲渡をする財産。建物。名称、工場。所在、浪江町藤橋産業団地内、浪江町大字藤橋字亀下63番地2。

構造、鉄骨造1階建。延床面積2477.97㎡。

建築年、平成21年。

2. 譲渡の相手方、神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号、フォーアールエナジー株式会社代表取締役社長 牧野英治。

3. 無償譲渡の目的。フォーアールエナジー株式会社が、町が浪江日本ブレーキ株式会社より無償譲渡を受け、解体することとしていた工場等の一部を利活用することにより早期の操業開始につながり、雇用の場が早期に確保されること。また解体費用の抑制も見込まれることから当該部分について町からフォーアールエナジー株式会社に対し無償にて譲渡するものである。

4. 譲渡予定日。平成29年11月14日。

次に、議案第91号資料をお開きください。③と赤で囲んだところがフォーアールエナジー株式会社が立地する部分であります。敷地面積が1万2960㎡であります。緑で着色したところが解体する工場等の一部、2477.97㎡をフォーアールエナジー株式会社に譲渡するものであります。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで産業・建設常任委員会開催のため9時40分まで休議します。

産業・建設常任委員会委員は第二委員会室にご参集願います。関係課長についても出席をお願いします。

(午前 9時05分)

(午前 9時41分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。

日程第3、議案第91号 財産の無償譲渡についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 所管です。時間ぎりぎりまで審査してきましたけれども、問題点が解明されなかったので、本会議で質疑をするということについて、委員長の了解を得ておりますので若干質疑をしたいと思います。

本件について、町所有物件の誘致企業等に対する無償譲渡、これまでそうした事例はありましたかという件については、これまではなかったということです。

従って、復興再生途上ということではあるけれども、極めて異例だということが委員会審議の中でも明らかになりました。それとの関係で仮にこういう事例が議決された場合、今後も同様の対応をされるのかどうか。町当局のお考えをお聞きしておきたいと思います。

それからそもそもの問題についてお尋ねいたします。提案理由にもあるように、本件については地方自治法96条第1項第6号の規定により無償譲渡する。従って議決を求めるということであります。皆さんご承知のように、この条文は議会の議決を必要とする事件について15項目ほど書かれています。その中の今ここに書いてある第96条第1項第6号、なんて書いてあるか、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し出資の目的とし、もしくは支払手段として使用し、この後ですね、または適正な対価なくしてこれを譲渡する場合。これが議決案件だということです。端的に要約するならば、適切な対価なき譲渡ということになるわけです。然らば、この条文をもって無償譲渡するという正当性があるのかどうかという問題。このことについても議論しました。担当課の答弁としては、二つありました。一つは先ほど言ったように無償で譲渡を受けたもの。今一つは国の指導で誘致企業、事業者が加速化交付金を活用するので、これを有償にするということは、加速化交付金制度からするとことの中身に反すると、信義に反するという説明もありましたけれども、そういうことです。その二つなんですよ。このことについて吟味する必要があるのではないか。無償で譲渡を受けたからそのまま無償で譲渡すると。これが今回の対応です。今回の議案です。では、無償で譲渡を受けたものはその所有権は町にないのか、そうではないでしょう。無償で譲渡を受けたけれども、所有権は町に移っているわ

けです。評価額は調べていませんけれども、無償で譲渡を受けたから今回は無償でというのはあまりにも事業者サイドの提案ではないのかと。個人的にもそうだけれども、簡単に俺の財産をあげるよと。その場合には贈与になるのか、無償譲渡だから贈与ということになるでしょう。贈与という形での所有権移転になるわけだから。権利は町のものであります。だから無償譲渡という概念から決別しているわけです。何を言いたいかというと、無償譲渡だから事業者が無償で譲渡するということは、あまりにも96条第1項6号の飛躍的解釈、根拠なき解釈、根拠なき適応となるのではないのかと。無償譲渡だからというこの提案理由。96条第1項第6号には私は96条第1項第6号との関係では、適正な判断ではないと私は思います。従って、非常に無理のある議案上程だと私は思うんですけども、最初、担当課長から改めてお答えいただきたい。あとで町長のお考えをお示しいただければと思います。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 質問にお答えいたします。

地方自治法第96条第1項第6項には条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けすること、この場合については議会の議決事項でございますという形でされているわけです。今回の案件において無償とすることが適正な対価による譲渡かと考えると、無償で取得したものであっても市場価格は不動産鑑定の結果など総合的に参酌して算定するのであるということでございます。もう一つは不動産鑑定によって、市場価格が示されていることから地方自治法第96条第1項第6号に規定する議会の議決要件に該当するという形で今回議案を上程しているところでございます。

浪江町の建屋については、所有権が移転されております。その所有権については、無償譲渡という形ですることによってフォーアールエナジーに所有権が移転されるという形でございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 委員会でも同じことを議論してますけれども、要するにここの条文をもってきて無償譲渡するということは正当なんだということについて、私は正当性がないんじゃないかと。その根拠に無償で譲渡を受けたけれども、所有権は町のものなんだから、だから所有権は町のものなんだ。権利ゼロではないわけだから、市場価格の話がでましたけれども、市場価格によっても無償譲渡は問題ないという話ですけども、仮に市場価格が百であれ千であれ万

であれ全くゼロではない。仮にゼロであったにしても物件そのものの権利は町にあるわけだから、それをもってして、誘致企業に無償譲渡するというのは冒頭のやりとりでも明らかになったように全く前例がないという案件なんです。これがまかり通ったらば、今後、この市場経済のもとでは、あるいは公平な行政という意味では、今回の事例は極めて特異な事例になると。別な言い方をすれば、あまりにもゆがんだ事例になるのではないかと私は思うんです。それでも正当だと言えるのかどうか。あまりにもゆがんだ事例というのは、96条の解釈の違いにあると思うんですけど、この96条1項6号の条文は再度繰り返すけれども、適正な対価なくしてこれを譲渡する。物件があるんだから、リフォームするにしても再活用できるんだから、物件そのものは対価があるわけでしょう。適切な対価なき譲渡というこの条文に当てはめれば、今回の場合は無理がある。その無理の背景はどこにあるのか、それも第1回目の質問でやりました。今回の企業誘致にあたって復興加速化交付金の活用について色々国から指導を受けたと。そのことについて無償で譲渡を受けたものについて、仮にそれを有償で事業者に譲渡するということになると、福島復興加速化交付金の条件に合致しないよ。背景はそこにあるんですよ。もっと踏み込んで言えば、国主導でこの事業が進められたのではないか。もちろん国主導だから悪いと言うんじゃないですよ。こういう困難な時期だから事業所がくると、これはどれくらいかというところ約10名ぐらいだと、その後計画的に増員するというところだけ、極めて少ないけれども貴重だと思いますよ。だから、国主導で今回の事業が誘導されてきたのではないかという考えすらある。どうなんだということについて質問したいと思います。さらに同様なことが今後もあり得るのか。私は1番の問題は地元企業があそこに入るというのであれば、そんなに踏み込んだ質問はしませんよ。地元企業との提携だって可能なわけでしょう。そういうことを吟味されたんですか。あとから仮に税金まけた場合もその交付金で交付されるから町の負担はないと、それはそういう制度だから活用したほうがいいでしょう。だからといって、そういう不合理なものを上程するというやりかたは公平な行政ではないんじゃないかと私は思うんだね。地元企業との提携が考えられるんならまだしも、それすらもないというのであれば、非常に無理がある96条の拡大解釈というか、あまりにも強引な解釈ではないかと思えます。再度答弁を求めたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） まずその96条の解釈について、ゆがんだ解釈

だとは我々は全く思っておりません。これについては96条の規定というの是对価なくして譲渡する場合は議決が必要なんですよという条文なんです。ですから、我々が対価を適正な対価で譲渡した場合、これは議決自体いらぬんです。政策判断で無償で譲渡しますと我々は政策判断しました。ですから議会にお諮りしているわけですね。ですから全くゆがんだ解釈ではないということをもまず述べておきます。当然我々は、日本ブレーキの土地を復興のための企業誘致として、日本ブレーキから買ったわけです。その部分は無償で譲渡いただいたのに我々はお金を儲けるためにそれをフォーアールエナジーにやるわけではないんです。企業誘致してもらうためにやるわけですから、譲渡でもらった部分はそこは譲渡で渡しましょうと。そして企業を誘致してもらって雇用を確保して町の復興に役立ててもらいましょうということで今回政策判断で無償譲渡したわけです。96条にはそういう対価なくしてという場合は議決が必要なんですよという場合ですから、今回お諮りしているということをございます。国の誘導とありますが、我々は日本ブレーキを使って企業誘致したいと、そこが早いということなので、何とかそこで交付金を入れてやらせてくれと言ったのは我々ですから、国の意図では全くないということをおきます。

また、地元企業であればということですが、地元企業であれ、他の企業であれ、日本ブレーキのところで無償譲渡した土地でやりたいということがもし出てくるのであれば、そこは同様に検討していきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 本間副町長、解釈に無理があると。対価なき物件として譲渡する、無償譲渡だから議会にかけているだけなんだと、何らこの条文と合理性はないんだという見解については、私はその条文の根本の問題です。根本の問題ですよ。適切な対価なき譲渡、どうにもこうにも適切な物件として評価もできないし、適切な物件として、相手方に売るということも不可能だということではないでしょう。無償譲渡だから議会にかける、だから96条に何ら問題ないというのは、これは極めて根本の問題から違うんではないかと。

例えば、その高瀬川周辺に町有地がある。台風で流失してしまった。その近隣の所有者が引き続きその流失した土地の管理をしたいという場合には、これはあるいは、自然災害との関係で、適切な対価なき譲渡という事例に当てはまるかもしれない。特別な場合ですよ。そうじゃないでしょう。この物件は1万2960㎡、約1万3000㎡、もちろん町としても評価をして課税対象物件になるわけだから、事

業者が使い勝手のいいようにリフォームするにせよ、利用価値があるからそこに出てくるわけだから、対価なき物件ではないでしょう。極めて利用価値のある物件でしょう。だから、そもそもの条文の解釈、根本が違うと思います。

それから、町は金儲けするわけではないんだと。私は30年も議員やってきていますから、行政はどうあるべきかと。町の財産の管理はどうあるべきかと。よく分かっていますよ。それが、町は金儲けするわけではない。無償で譲り受けたものを無償で提供する、何ら問題はないという根拠にしているけれども、これも副町長の答弁としては悲しいね、私は。ということは、かなり無理のある案件ではないのか。

それから、地元企業との提携はというと、このことを吟味したという経過はご答弁ありませんでした。実際いろんなことがこれから起こると思います。外部からの企業参入、ある意味では歓迎すべきだと思います。だからゼロ否定ではない、私は。ただども行政の契約の在り方としては、よくよく吟味すべきだと言う問題が本案件に提示されているのではないかと思います。お答えあるとすればお答えしてください。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。96条第1項第6号の条文の解釈ですが、これは本間副町長が答弁したような解釈でよろしいのではないかと思います。ただ、今馬場議員がご指摘されております適切な対価ということについては、これは無償譲渡を受けているという状況でありますので、やはり私ども所有権は町に当然あるわけですけれども、町でそれを使用するといえますか、そういう形のものの中々現状を見ると難しいんです。この無償譲渡の目的にありますように利活用したほうが、やはり使用する側にとっても有利な立場に置かれるということだろうと思います。

従って、やはり有形なものをゼロにするよりは、利活用されたほうが私どもの意図するところの目的が達成されると思いますので、これからの考え方によっては、ケースバイケースによってそういうことも起こり得るということも考えなくてはならないと思います。ただ、慎重にこの問題については、今後扱ってはいきたいと思えますけれども、やっぱり今の目的にありますように、工場の一部を利活用して早く操業できるように、そして雇用の場所が早く見つけられるようにするのがこれからの復興の礎をつくっていくのにはぜひ必要だという考え方からこういうことになったわけありますので、ぜひその辺はご理解をいただきたいと思えます。

従って、くどいようですけれどもケースバイケースによって、今後はこういうこともあり得るということを一つご理解いただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） お尋ねします。

この地図の③、この譲渡する物件じゃなくて土地の面積の仮契約というか、多分賃貸だとは思いますが、いくらぐらいで賃貸して、年間いくら入るのか。また、この譲渡する物件なんですけれども、震災前はいくらぐらいの税金が重ねていくらだったか分からないんですけれども、これを譲渡したら、何年か後にはいくら税金が町には入ってきますよというところを第1点にお聞きします。なぜならばこの1、2、3、4という大きな括りの面積なんですけれども、結構莫大な面積でこの維持管理費だけでもかなりお金がかかると思われるんですよ。万が一ただで貸すわけではないので、年間維持費等々を考えてもその10倍ぐらいの経費ぐらいはとっておかないと、工場きても全然赤字になるのを見越して譲渡するわけにはいかないと思うので、その辺をお聞きします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

このフォーアールエナジー株式会社の予定区画の面積が1万2960㎡という形になっております。貸し付け予定の額ですが、まだ正式に契約等を結んでいませんので、いくらとはここで申し上げられませんが、事務的にちょっと詰めているのが、先ほどの委員会でも答弁したんですが、平米110円から120円くらいで一応今のところ事務的に進めているところでございます。1万2960㎡ですので142万5000円程度になるということで、先ほど委員会ではご答弁したところでございます。

それから、税金の件でございしますが、固定資産税が1月1日、所有者にかかってくるという形でありまして、平成30年度、ただ産業振興課、税金を徴収する課ではありませんので、その課税の段階については、町と住民課で固定資産税の取り扱いについてはなってくると。ただ、本来の課税ですと、課税標準額の1.4%が税率として町の固定資産税収入になってきますので、建屋と中にある機械、それは償却資産ですが、その1.4%が町の税収として入ってくるということでございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 産業振興課の課長が分からないのではそんな

んですけれども、私の質問なんで総務課長だっているんだから初めからの町としての計画を聞いているんですよ。このぐらい入ってきているから、私は譲渡するの反対ではないんですよ。お金幾らぐらい見越しているから、譲渡したら何年後からはこのぐらいの建屋だったら入ってきますよと。だから譲渡するんでしょう。さっきの16番議員のだったただだからくれるじゃないですよ。私はくれるけど後で収入があるから町のためになるからくれると思ってこの案件は適正なのかと思っているんですけど、税務課じゃないと分かんないなんていう答弁していたら、そんな答弁あるかというんだ。分かんないんだったら分かるようにして休議して聞いてください。震災前はいくら、1月はこのぐらいを予定していますよと。もしかしたら3年は無税かもしれないけれども、5年からはこの建物にはいくらぐらいの税金が入ってくる予定ですよ。そういうことがあってこそその譲渡だと私は理解しているんですよ。産業振興課長勘違いしていますね。その辺もう一回、分かんなかったら休憩して調べてください。

○議長（紺野榮重君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 大変申し訳ありません。

震災前の建物の税額でいきますと、今回は建物の一部ですので、金額も違うと思いますが、前の建物といきますと、年間200万円強の税金がかかっていた建物でございます。そこに償却資産等も当然変わってくるとお思いますので、その辺の金額は見込めるものとお思います。ただ、先ほどもありましたとおりいつから課税するかとか、その辺の関係については今後慎重に審議していかなければならないところがあると思いますが、震災前については200万円強の税金がかかっている建物であるということでご理解いただきたい。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 震災前は200万円だと、半分にしても100万円ぐらいだと。ざっくりでいいんですけれども入ってきますよという説明は、譲渡する前から町の計画で言っていたかかないと、ただであげた、税金はいつからかも分からない。町だって議会だって聞かれたら誰も答弁する人がいなくて、町民の皆様はどう説明できるか。そういうところをもう少し理解の上で町単独事業じゃないんで、町全体の話になるんで、そういうところは説明の中でやっていただきたいと。

それで、重ねて聞きたいんですけれども、万が一、フォーアールエナジーさんに譲渡しますと。余っている②の食堂棟とか更衣室棟。無償譲渡となったらこのよその建物ももしかしたらその企業には無

償譲渡でいくというような私の認識になるんですけれども、ここで無償譲渡だとよそも無償譲渡になるしかないと思うんですけれども、その辺は再確認なんですけれども、よその物件ももし決まれば無償譲渡になるんじゃないだろうかということも敢えて説明願えればと思います。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 今回はこの建屋について無償譲渡の議案を提出させていただきました。そのほかにある①、②の事務所棟、食堂棟、更衣室棟については、先ほども町長が言いましたようにケースバイケースで今後どうなるかという形で無償譲渡になるとか、今後、判断されるものという形で理解しております。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 少し答弁を修正させていただきます。

例えば、事務所棟とか食堂棟とかの色々な建物の中で、町が対価を払っているものもあります。それについて使ってもらう場合は、当然その対価分を負ってもらうという形です。日本ブレーキから無償譲渡で受けている工場棟とかについて、そこを使うのであれば、それは無償という扱いになりますので、その建物によって有償か無償かでもらっている部分が違うというところでございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 私は、行政体が町の財産を無償で譲渡するというのはよくよくのことだと思えます。全くそういう事例が浪江町ではなかったというけれども、全くそういう事例があり得ないのかというと、災害等も含めて発生し得る可能性は私はあると思えます。だから全否定するものではないんですけども、立ち返って、今回の議案を考えた場合、非常に無償譲渡については、行政としてはかなり無理な、別な言い方をすれば強引な行政手法ではないかと思わざるを得ないです。そういう意味で反対討論をするわけなんですけれども、これまでのやりとりでも明らかになったように、原発事故から間もなく7年が経とうとしているのに、地元企業の本格復興はまだまだですよ。そういう中であって、フォーアールエナジー株式会社が浪江に進出するということについては、私は歓迎したいと思えますけれども、しかし、その事業施設について町が無償譲渡する。その判

断の根拠に地方自治法96条第1項第6号をもってくると。これも今までやりとりしましたけれども、無償で町が譲渡を受けたものだから。従って、相手側には無償だということについては、今後の事例も含めて、こういう事例が今回まかり通れば、かなり、今後の対応、判断に苦慮せざるを得ない。あの時よくて、なんで今回だめなんだということになります。しかも、本間副町長ともちょっとやりとりしましたけれども、そもそも96条第1項第6号の条文の根本的な理念はなんなんだと。適正な評価が不可能だという場合でしょう。適切な対価なき譲渡、適切な対価を示すことができない、許可することもできないという物件であるならばまだしも、そうじゃないでしょう。今、11番議員とのやりとりでも震災前には200万円の固定資産税が町に入っていたと。まさに物件の価値は現在評価で言えば変わるかもしれない。それだけの価値ある物件だということです。評価不能な物件でも何でもない、適切な評価ができない物件でも何でもない、じゃあなぜ、こういう無償譲渡の議案を上程するのかと言えば、復興加速化交付金を当てはめる。だから結論ありきなんです。こういうやり方である企業にだけ特典を与える、これは私は町民に説明がつかないことだと思います。

従って、今回の事例については、法令上も、あるいは町のこれまでの慣例からしても、今後考えられる行政判断の点においても無償譲渡については甚だ問題あり、もっと検討する必要がある。三つ目の反対討論の理由としては、では地元企業との調整はどれほどやったんだ。委員会でも指摘しました。ここでも2回指摘しました。一切その答えはありませんでした。こういう時期だからこそ、そういう新規の企業誘致にあたっては、地元企業の育成という立場で浪江町の産業振興、震災からの復興再生を図るべきだと。残念ながらそのことは欠落している案件だということなので、私は討論で反対の立場を明らかにしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第91号 財産の無償譲渡についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付された事件は全て終了しました。

◎閉会の宣告

- 議長（紺野榮重君） 以上をもって本日の会議を閉じます。
これをもって平成29年第5回浪江町議会臨時会を閉会します。
(午前10時23分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

浪江町議会議長 紺 野 榮 重

署名議員 石 井 悠 子

署名議員 高 野 武

署名議員 半 谷 正 夫